

様式第119号（刑訴第261条，規程第76条）

## 不起訴処分理由告知書

鶴岡支第20128号  
平成28年8月9日

和多田 惇 殿

山形地方検察庁鶴岡支部

検察官 検事

海津 秀 貴



貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

貴殿から平成26年7月16日付けで告訴のあった五十嵐幸枝に対する信用毀損，業務妨害被疑事件の不起訴処分の理由は，次のとおりです。

（不起訴処分の理由）

嫌疑不十分

平成28年検第100068号